

「アメリカ移民法基礎」

アメリカ合衆国主要非移民ビザ（B、E、H、Lビザ）について紹介しています。

提供：リチャード・ゴールドスティーン法律事務所

1章：短期滞在者 Bビザ

「アメリカ合衆国外に住居を持ち、また、その住居を破棄する意図のない非移民（就学目的、技術職、非技術職に従事する場合、プレス、ラジオ、映画など国外メディアの代表が取材、宣伝目的で渡米する場合を除く）がビジネス、観光目的に短期間のみ渡米する場合 . . . 『移民法 101条 (a) (15) (B)』」

序章

1.1 国務省管轄の領事館において発行された、有効なビザをもつ非移民は米国市民権移民（前移民帰化局。以下「移民局」）に滞在許可の申請を行うことができます。移民局は滞在許可の認可に関し全権を持ちます。ビザは滞在許可の申請の際有効でないといけません、その後の米国滞在中失効しても問題はありませぬ。しかし、出入国カード（I-94）はアメリカ滞在中、有効でないといけません。事実上米国に居住する人が、米国に頻繁に出入国を繰り返すために観光ビザを使用することは許されず、また、滞在許可の長期に渡る延長を目的に短期の海外旅行を行うことも許されませぬ。1996年11月に発布された、不法移民改正及び移民責任法（IIRAIRA）は移民局が2年の内に、各非移民のアメリカ出入国の記録を自動的に照らし出すシステムを開発することを定め、またそれにより、過去にさかのぼって、各非移民の詳細な米国出入国の記録を提供すべきことを決めました。

1.2 法律により定められた特定の目的のため、短期のみ米国に滞在するということを証明できない場合、非移民のアメリカ入国は著しく困難になります。従って、過去に米国に問題無く入国できたからといってB-1ビザによるアメリカ入国が保証されたと考えるのは危険です。現在移民局では、非移民個人に関する情報管理のシステム化が進み、非移民が過去に有罪判決を受けた場合、何年前であるかに関わらず詳細な記録を即座に呼び出すことが可能です。

1.3 新しく発布された条例によると、1997年4月以降、非移民が入国する際に滞在資格があると立証できない場合、移民局は入国を拒否することもできます。そうした場合、申し立ての余地はありません。

就学予定のB-1/B-2ビザ所持者

1.4 就学を予定しているもののF-1ではなく、B-1またはB-2でアメリカに入国する者は入国の際、移民局審査官に教育機関の選定が済み次第就学を始める意図があることを伝えなければなりません。就学意図の通達を怠ると、学生ビザへのステイタス変更が済まない限り就学を開始することは出来ませぬ。

注：通常アメリカで就学する場合、入国以前にFあるいはMビザの取得が必要となります。B-2での入国が許可されるのは学校をまだ選んでいない、入学許可に先立ち面接を受ける必要があ

る、または就学の意図を十分に証明できる場合に限られます。大使館は将来就学を希望するBビザ申請者のため、ビザスタンプに就学の意図があることを実際に注釈することもできます。

B - 1 短期ビジネスビザ

1.5 B - 1 ビザを申請する場合：

- * アメリカ国外に住居（放棄されていないもの）があることを証明しなくてはなりません。
- * 米国滞在期間は通常6ヶ月以下でなくてはなりません。
- * アメリカ現地に籍を置くいかなる法人・団体による雇用も禁じられ、また、大学等での正規学生としての就学も禁じられます。
- * アメリカ領事から直接ビザを発行される必要があります。嘆願書の必要はありません（ビザ申請者が国籍を置く国とアメリカとの協定の内容によって、ビザの有効期限は異なります。ビザが有効な期間中は、正当と認められる限り、アメリカ出入国の回数に制限はありません）。

1.6 申請者は、現地法人からの給与支払いは認められませんが、宿泊費、交通費、食費といった日当を受けることは許されます。

1.7 B - 1 ビザが適応されるのは：

- * 商用取引引きのため渡米する場合（受注、交渉、国外で生産された機械装備などに付随するサービスの実行、会議出席、専門技術、科学、またはビジネスに関するイベントへの参加など）。その際、米国で利益を得ないことが条件です（報酬、利子の一切は米国外の法人が支払われなければなりません）。

注：許可は下りるものの、B - 1 ビザ所持者が海外産の機械を扱うためにアメリカに入国するのは疑問が残る点もあります。機械装備の設置、保証サービス、または修繕のためにアメリカに入国する場合、扱う機械が基礎からの建設を、アメリカ現地において必要とするプロジェクトであるなら、B - 1 ビザは発給されません。

- * H - 1 B ビザの条件を満たし、さらに雑費以外の報酬をアメリカの法人から受けない方。
- * お手伝いがアメリカ市民、または外国の非移民がアメリカに帰還するのに同行する場合（ただし、規制は多数あります）。
- * 海外で雇用された外国人が、H - 3 カテゴリーに類似したトレーニング・プログラム（生産を含まないもの。含まれている場合、わずかであること）を受けるため渡米する場合。プログラム期間中の給与は海外の雇用主から支払われ、アメリカ現地で受ける報酬は雑費のみに限られます。

1.8 コンサルタント業務に従事する方がビジネス訪問者として、B - 1 ビザでアメリカに入国しようとする、国境で入国を拒否されるというケースが年々増えてきています。コンサルタント業務は「現地での雇用」とみなし、出張とは区別されているからです。

1.9 B - 1 ビザが適応されないのは：

- * 日々の業務を管理するために渡米する者。実際にはアメリカで就労しているにも関わらず、会計上の都合で海外の雇用主から給与を支払われている者（被雇用者の業務内容を監督するものと、給与の支払いを行っているものが異なる場合、前者が「雇用主」とみなされます）。
- * B - 1 ビザ保持者の配偶者（同行する場合は、観光ビザであるB - 2で入国）

1.10 B - 1 ビザの延長期間は場合によって異なりますが、通常6ヶ月ごとです。延長の許可、また6ヶ月という期間は保証されたものではなく、移民局の判断によります。

B - 2 短期滞在者ビザ（観光用）

1.11 基本的にはB - 1と同じですが、観光、娯楽、友人、家族を訪問するといったことに渡米の目的が制限されます。

1.12 B - 2 ビザが適応されるのは：

* 医療サービスを受ける目的で渡米する者（書類が正しく用意されている場合に限る）。
* 非移民のパスポートにアメリカ領事館からの明確な記載がある場合のみ、付随的な短期就学を行う者。

1.13 最初の入国期間は6ヶ月から1年まで許可されます。

1.14 延長は6ヶ月までに制限されます。

1.15 B - 2 ビザは申請者が他のビザ・カテゴリーに当てはまらず、また、比較的手続きが容易だという理由で申請されるための包括的なビザではありません。就労は一切禁じられます。

注：ビザ取得、または米国入国の際に違法行為を多く犯している国の国籍を持つ場合、指示されているよりも慎重かつ細かな情報を申請書に記述することをお勧めします。招待状、残高証明、旅行の日程を裏付けるもの、交通機関あるいは宿泊施設の予約を証明するもの、イベントの入場券あるいは予約を証明するもの、これまでのしっかりした職歴と長期休暇がこれまでも認められたことがあり、現在計画している休暇もすでに認められているという証明書類等、観光ビザ許可の可能性を高めるポイントとなります）。

ビザ免除プログラム Visa Waiver Program (VWP)

1.16 ビザ免除プログラムは、後に内容が包括的になることとなる1996年移民改正及び管理法（The Immigration Reform and Control Act of 1997）に基づいて発足した実験的なプログラムです。それによると、「指定された国（任意に基づいて選考）からの訪問者は、アメリカ領事館で非移民ビザ（B - 1あるいはB - 2）を事前に所得しなくともアメリカに入国する許可を申請できる」

1.17 ビザ免除プログラムの主な目的・目標は海外旅行と海外観光の促進です。プログラムにより、アメリカで移民を管轄する当局は：

* プログラムの提携先となる国（移民法違反が少ない国など）を指定することができます。
* 国の指定を停止すること、また、理由に関係なく、いかなる時にも提携の廃止、提携の開始を行うことを許されます。

1.18 ビザ免除を申請する方は以下の条件を満たしていなければなりません：

* ビザ免除プログラム提携国の国民であり、その国のパスポートを所持していること。
* 非移民ステータス（ビジネスまたは観光）で希望する入国期間が90日までであること。

注：ビザ免除プログラムが海外旅行、観光を目指しているところから、認可の基準はアメリカ領事館からB - 1あるいはB - 2が認可されるかどうかと同じです。

* アメリカから90日以内に出発する交通手段を確保していること。ただし、アメリカ隣国（カナダ、メキシコ）またはアメリカ近隣諸島への切符は、その国、島の出身者でない限り認められません。

注：復路の交通手段の証拠として認められるのは、往復切符、名義の書き換えが効かないプログラム加盟国の交通機関から発行された切符（有効期限が1年以上のもの）、復路の空路が示された書類と共に提示される、航空会社の社員証などです。個人旅行の場合、通常の交通機関の領収

書、団体旅行の場合、貸し切り便の領収書のみが認められます。また、アメリカ国外の基地に軍事用フライトで移動するということが記述された軍隊の異動指令書（家族のものも必要）も認められます。

- * 過去にビザ免除の条件を一切違反していないこと。
- * アメリカ入国を拒否される条件を一切満たしていないこと（伝染病にかかっている、精神状態に異常をきたしている、麻薬中毒である、以前に不法貿易取り引きで有罪判決を受けたことがある、過去にアメリカから強制出国させられたことがある、共産党員である、など）。

注：移民法212条(a)により入国拒否される者は、免除手続を踏むことにより、B-1あるいはB-2ビザを申請することが出来ることもあります。

- * アメリカの福祉、保健、安全と保安を脅かさないこと。
- * 再審の権利を破棄し、移民局による入国認可に関しての指示に従い、亡命の場合を例外とし、追放命令には即刻従うこと。

注：ビザ免除プログラムは、申請者の訴願の権利の破棄を含む、任意のプログラムであってアメリカ領事館はプログラムの利用を奨励するものの強制はしません。

1.19 ビザ免除の条件となるのは：

- * 上記に挙げられた条件を全て満たしていること。
- * 申請者のアメリカ滞在期間が90日までに限られていること。
- * 申請者は滞在期間の延長を試みないこと。他の非移民ビザ・ステイタスへの変更を求めないこと。また、永住権の獲得も試みないこと（ただし、アメリカ市民の配偶者、親、子供の場合は除く）。

注：移民及び国籍法245条(i)によると、ビザ免除プログラムのもとアメリカ滞在中に永住権を取得する条件を満たした者（アメリカで収入源のあるアメリカ市民とすでに婚姻関係、または親子の関係にあること。2001年8月15日以前に取得された外国人労働者採用許可も認められます）が、永住権を実際に取得しようとする場合、理由にかかわらず、移民局に罰金1000ドルを支払うこととなります。この特別条項は、2001年4月12日に期限延長が可決されました。

* ビザ免除を受けた場合、そのステイタスを維持し、許可を受けた期間内にアメリカから出国すること。

注：この条件に違反すると、強制送還の対象となり、将来ビザ免除での入国が認められなくなります。もし通常のB-1ビザ取得（90日以上継続される可能性のあるトレーニング・プログラム）、または例外的なB-1ビザの取得（H-1ビザと同様なトレーニング・プログラムを受け、給与の支払いはアメリカ国外で行われる場合など）は、取得に時間はかかるものの、ビザ免除でアメリカ入国するよりも入国できる可能性は高くなります。

- * 移民法212条(a)に該当（伝染病にかかっている、精神状態に異常をきたしている、麻薬中毒である、など）しないこと。
- * 入管で審査に入る前に、入国するにあたって必ず必要となるアメリカ出入国カード（I-94W Non-Immigrant Visa Waiver Arrival/Departure form）に記入及び署名を済ませておくこと。

* 出国の際には国際線のカウンターに I - 9 4 W カードを提出すること。

1.20 ビザ免除プログラム提携している国の国民であれば、提携をしていない国からでも空路、海路でアメリカに入国できますが、申請の条件はすべて満たしていなければなりません。

1.21 ビザ免除によってカナダ、メキシコ国境から陸路でアメリカに入国する場合は、復路の交通券を提示する必要はありませんが、その他申請の条件（十分資金がある財政証明、アメリカ国外に放棄されていない住居があるという証明など）は全て満たしていないといけません。

1.22 ビザ免除でアメリカ入国した後、アメリカに隣接する国（カナダ、メキシコ）や、近隣諸島に出た場合、アメリカ入国後 90 日以内であれば、最初を取得した I - 9 4 W カードでアメリカに再入国できます。

1.23 交通機関の乗り換えでアメリカ入国する場合（通常 C - 1 ビザが必要）もビザ免除で入国できますが、申請条件を全て満たしているという証明が必要です。

1.24 アメリカからカナダもしくはメキシコに出国し、各国のアメリカ領事館でビザの申請を行う事も可能です。

1.25 ビザ免除プログラム提携国は以下の通りです。

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー（2003年5月15日以降、機械読み込み可能パスポートの提出が義務付けられる）、ブルネイ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サン・マリノ、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス*、ウルグアイ（2003年4月15日以降、このプログラムは廃止）

*イギリスに関しては、ビザ免除はイギリスに永住権がある国民にのみ適応されます（ここでいうイギリスとは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル諸島、マン島を指します）。イギリス本土以外の、イギリスに所属する公国、諸島などの国民、島民は対象外となります。

2 章：貿易家と投資家用暫時就労ビザ E ビザ

序章

2.1 E - 1 ビザは、米国と締結国間での貿易の発展及び指揮を可能にするものです。E - 2 ビザは、実質的にアメリカでの投資を可能にするものです。

2.2 条約貿易家と投資家用暫時就労ビザは、海外からアメリカに社員を派遣する、またはアメリカ現地で採用する際、他の就労ビザと並び考慮に入れられるべき極めて重要なビザです。第一点は H ビザや L ビザと違い、手続き上有利な点があります。E ビザを申請する際は、米国市民権移民局（前移民帰化局。以下「移民局」）からの許可なしにビザの申請を行えることです。第二点はアメリカ在留期間に制限がないことです。

2.3 他の就労ビザに比べ E ビザは確かに優位な点が多くありますが、貿易と投資に基づいただけの、規制なしのビザという訳ではありません。企業の業務内容の審査があり、審査基準の厳しいセクションもあります。

E ビザ適格条件

2.4 Eビザを申請するにあたって、以下の条件を満たしていることが必要になります：

* 申請者を雇用する企業がアメリカと条約提携している国の国籍を持っていること。通常は、株主の大多数の国籍によって企業の国籍は決められます。

* Eビザを申請する個人被雇用者及び投資家の国籍は、企業の国籍と同じであること。

2.5 貿易家用E - 1ビザを申請する個人が役員、上級管理職、管理職、あるいはアメリカで展開している海外企業にとって明らかに不可欠な役割を果たしている場合にE - 1ビザは認可されます。また、企業側はアメリカと企業の属する国の間に継続的かつ実質的な貿易があることを証明しなくてはなりません。過去数年の出荷記録、今後の出荷契約などが参照書類として挙げられます。どれくらいの出荷量を「相当」と呼ぶか、という規定はありませんので、領事館は出荷量はもちろん、出荷内容がビザの発給にふさわしいものかも検討します。

2.6 投資家用E - 2ビザを申請する場合、以下の条件を満たさなければなりません：

* 申請者が実質的な投資を行っている、または投資の途中段階である場合、投資が「実際の積極的な投資」であること。

注：約束手形の発行を受けていることにより成立している企業への貸与、または金融機関からの投資家への貸与が企業資本の担保の借入金である場合、投資とは認められません。しかしながら、投資家自身の個人資産を担保にした借入金は投資として算入されます。

* 企業が実質的に稼働している商業機関であること。

* 投資が単に申請者とその家族の生活費を得る目的だけの小規模なものでないこと。

* 申請者が企業内において、企業発展の責任を負い、指揮をとる役職・地位にあること。

注：もし申請者が投資企業内において、管理職、またはそれより上の役職に就いていない場合は、従業員の職務経験、あるいは専門知識の豊富さ、またその存在が現地企業にとって必要不可欠なものであるか、ということが問われます。

2.7 Eビザ申請者は、投資が打ち切られた場合など、そのステータスが有効でなくなった時はアメリカから出国する旨を述べなければなりません。

注：米国に永久滞在する意志がないことを記すだけで十分ですが、領事館はEビザを申請する非移民に、細かな情報と証拠を要求する権利を有しています。Eビザは通常数年に渡って発給され、移民局は申請者の滞在を2年まで認めますが、申請者がEビザを保有する資格を持つ限り、何度でもビザの延長を行うことができます。

Eビザの所得

2.8 Eビザの申請は、領事館か大使館において、またはビザのステータスの変更をアメリカ国内で行うこともできます。しかし、貿易家、投資家のケースの扱いに慣れている領事館または大使館でビザ申請をする方が、移民局を通してビザのステータス変更をおこなうより賢明といえます。

2.9 米国外で手続きを行うには、非移民ビザ申請書であるDS - 156、DS - 157、そしてDS - 156Eの提出を義務付けられます。こうした補足書類は申請の初期段階で準備を進めることをお勧めします。手続きに要する時間は領事館、大使館ごとに、また申請者個人個人によっても異なります。通常Eビザの裁定はHビザ、Lビザの裁定に要するより短い時間で済みます。

注：16歳から45歳の男性、または特定の国籍のパスポートを所持する申請者はDS - 157の提出を求められます。

2.10 Eビザの申請上での問題は、アメリカ国外での領事館、大使館のスタッフの数が減少しているため、特別手続きで申請したHビザ、Lビザよりもビザ取得まで時間がかかることがあるという点です。領事が申請者のEビザ適性を疑問視した場合には、公式に再審の申し立てすることはできません。Eビザ適性が十分にあると思われる場合は、再審希望の旨を、領事館、大使館を総統轄している行政機関に伝えることも考えられます。ワシントンDCの国務省のAdvisory Opinions Division of the Visa Officeが最高権威です。

2.11 E - 1ビザに分類されるには、国際貿易を行い、また、貿易するものは適格な物品、またはサービスであるということが条件です。ここで言う貿易とは、物品あるいはサービスが条約締結国からアメリカに送られ、同時にアメリカから締結国に金銭、物品、サービスが流れることをいいます。簡単にいうと、2カ国間に商品、金銭の行き来があるということです。ここで問題になるのは、実際に物は2カ国間を移動していないのに、物の権利は様々な法人の間を移動しているという場合です。こうした場合には細心の注意を払って申請書類を用意することが重要です。

2.12 また、貿易が国内でなく、国際であることも大変重要です。結局は、物、サービスの交換がアメリカとその条約締結国の間で行われているということが焦点となります。国内での取引は、国際取引の自然な結果ではありますが、国内取引だけとなりますと、E - 1ビザの取得には十分ではありません。

2.13 「貿易」には「サービス」という言葉が含まれています。「サービス」という言葉自体については詳細に定義づけられていませんが、移民局は、従来の定義に代わってサービス業にあてはまるものをリストにして挙げています。問題となる貿易サービスが実際に国際市場で取り扱われているかを証明するのは申請者の責任です。問題となっている貿易サービスがすでに移民局のリストに挙がっているものだと証明する方が、リストに挙がっていないサービス業務を国際市場で扱われている物だと新たに証明するより比較的容易だといえます。

2.14 E - 1ビザ取得の際、他に2点貿易関係で満たさねばならない条件があります。第一点は「相当額」の貿易が存在するという点です。貿易は継続的かつ進行中のものでなくてはなりません。しかし、近いうちに商品を出荷するという契約が成り立っているなら、実際に出荷が行われていない段階でも貿易は進行中だと認められます。ここで問題になるのは貿易の質よりむしろ量です。第二に、貿易は「主に」アメリカと締結国間で行われなければなりません。これは、少なくとも貿易の50%はアメリカと締結国間で行われていなければならないということです。

2.15 以上のことを踏まえた上で、国際貿易の概念も頭に入れておかなければなりません。国際貿易は2カ国間で物流があることを前提とします。純粋なアメリカ国内での物流は除外されます。

2.16 アメリカ国外に拠点を置く企業がアメリカにおいてサービスを提供する契約を結び、それにより、アメリカで必要なビジネスを遂行し、利益が企業の属する国に流れることもありえます。E - 1ビザを取得するには、もちろんその他条件を満たさなければなりません。アメリカでサービス業を行うためには、アメリカで物の販売を行うために必要なのと同じ条件を満たさねばならないのは明らかです。サービス業は本来国内で行われるものですから、サービス業を行うためにアメリカに入学するのであれば、E - 2ビザの取得を考えた方が賢明です。

E - 2ビザについて

2.17 E - 2ビザ取得のためには、以下の条件を満たさねばなりません：

- * 条約が結ばれていること。
- * 企業も、企業から派遣する社員も条約締結国と同一国籍を有すること。
- * 申請者が本人の権限において投資を行った、あるいは投資を行っている。
- * 企業が実在し、実質的に稼働している商業機関であること。また、投資先がただの「金庫」ではないこと（開発が行われていない土地、銀行口座など）。
- * 投資が相当なものであること。複雑なのですが、投資額の大きさとその投資した事業の所有権を何%程有するか、また、投資先と類似した企業にアメリカの投資家であったなら、いくら投資するかなどから、その投資が「相当」かどうか判断します。
- * 投資は非移民、またはその家族の生活を支える目的のみに行われなければならないこと。投資は企業の発展のために行われること。
- * 申請者は企業を「拡張させ、指揮してゆく」立場になければいけません。
- * 申請者が被雇用者である場合、役員、管理職、あるいは企業のアメリカでの経営において、必要不可欠な技能を有していること。
- * 投資資金が合法であること。
- * 申請者は E - 2 ビザが無効になった際にアメリカから出国すること。

2.18 法令により、E ビザはアメリカと友好通商航海条約（FCN）、あるいは二国間投資協定を結んでいる国の国民に限ります。アメリカと既述の条約を結んでいる国は40カ国ほどありますが、40カ国全てにE - 1、E - 2 ビザが支給される訳ではありません。E - 1 のみの国もあれば、E - 2 のみの国もあります。

2.19 企業、個人ビザ申請者は共に条約締結国と同一国籍を有していなければなりません。国籍がどう決定されるかは、国ごとの国籍法によってこととなります。E ビザの規定によると、少なくともビザを申請している企業の半数は、締結国の国民によって所有されていなければなりません。国務省は企業の所有権の規定を「半数以上」から「少なくとも半数」に改定しました。これにより、合併企業などより近代的な構造の企業の受け入れを図っています。

2.20 企業の国籍を決める際、株主一人々々の国籍を数え、半数かどうかを決めるのが実行可能な場合は、株がその国内だけにおいて取引されているのか、主な株主が締結国の国民であるか、などといった合理的な分析を提出すればまず問題はありません。

2.21 アメリカ国籍と一外国国籍企業が出資する合併企業（例えば、イギリスとアメリカ）や、2つの外国国籍企業（例えば、日本とイギリス）が出資する合併企業もあります。前者の場合、イギリス国籍となり、後者の場合では、日本とイギリスの2つの国籍を有することになります。

2.22 E - 2 ビザはアメリカでの投資に対して支給されるビザです。規制といえば、合法的な経済活動を行っているか、という点だけです。E - 2 ビザ取得のもととなる業務内容のほとんどが、アメリカ国内だけで行われ、海外から、また海外への物流を必要としません。従ってサービス業の場合、E - 2 ビザの方が適しています。投資の内容をビザを更新する毎に再審査されるものの、E - 2 ビザはE - 1 ビザよりも安定したビザだと言えます。E - 1 ビザと違い、貿易の変動に左右されることもありません（E - 1 の場合、貿易額が相当であること、貿易の相手が主にアメリカであるという証拠を提示しないといけない為、貿易に変動があるとビザのステータスの安定に響くこともある）。投資が相当額かどうかは、「比例テスト」で決められます。テストは、有効な投資資金とその企業の資本金あるいは新しく設立される企業の資本金との割合を比較するものです。一つの方法として、企業の実際の評価額に対する投資家の投資額と「積極的な投資」と認められる投資額を比較することが挙げられます。

2.23 新しく企業を設立するのにどれほどの資本がいるかはその企業の業種によります。例えば、コンサルタント業務の企業設立は、製造業会社設立より比較的低予算で済みます。

2.24 比較テストを行う際、企業の資本金が小さければ小さいほど、実際の投資額の重要性は増す、という規範に従う領事館職員もいます。この概念は実際に法律条項の一つとはなっていませんが、投資家用ビザを申請する上で、どこに重点をおけばよいかを示唆するものではありません。逆にいうと、企業の資本が大きければ大きいほど、投資額の重要性は低くなりえます。例えば：

* あるコンサルタント業務の企業を立ち上げるのに、必要な資本金が15万ドルとします。比較的low額のため、必要な投資の比率が高くなることは容易に予期されます。投資額が90パーセント、あるいは100パーセントであれば問題はないでしょう。

* 50万ドルを資本とする小企業は通常少なくとも50パーセントの投資を必要とします。30万~35万ドルを投資すれば、テストはクリアできます。

* 100万ドルの企業の場合、求められる投資の比率額はもっと低くなりますが、50~60パーセントが望ましいでしょう。

* 購入、あるいは立ち上げに1000万ドルを必要とする企業の場合、要求される投資の比率は更に低くなります。200~300万ドルの投資で十分な場合もあります。

2.25 国務省は「単に生活費を得るためだけの小規模な投資であること」を禁じています。これにより、E-2ビザの条件に見合っても、投資にのみ生活を頼っている個人投資者による、小額でリスクの大きい投機は除外されることとなります。ほとんどの企業の場合、投資の性質の根本的な違いからこの項目が問題になることはありません。

2.26 さらに重要なのは、投資が企業の発展を促すため、または企業の方向性を決定するために行われるという点です。企業をいかにコントロールできるか、という問題と企業の所有権は密接な関係にあります。従って、企業の所有権、すなわち企業の発行する株の半分は、上記の目的で購入されなければいけません。今日の社会では、様々な経営様式が存在するため、個人が発行済み株式の50パーセントを保有せずとも経営の最高職に就き、企業の主導権を握ることがあります。個人投資家が企業の経営に対し主導権を握っている限り問題はありません。

被雇用者のビザ・ステータス

2.27 雇用者のE-1、またはE-2を取得する資格の有無に関係なく、被雇用者に求められる条件は同じです。被雇用者は、「役員、管理職に従事する、あるいは被雇用者が当該企業の円滑な業務に必要な不可欠な特別技能・能力を有する」ことが前提です。

2.28 Hビザ、あるいはLビザと比べ、まずEビザを取得する際に覚えておかないといけないことは、被雇用者とその所属する企業の国籍が一致しないといけないということです。多国籍企業の場合、この点が大きな障害となりかねませんが、国籍の一致はEビザの二国間相互主義に基づいた大前提です。Hビザ、Lビザは、この点についてはEビザ程厳しく追及されません。

2.29 国務省の規制によると、「役員」または「上級管理職」とは、その所属する企業の方向性を左右するような決定を下す権限と責任を保持している個人としています。従って、Eビザを取得する個人は企業の方針を定め、それを遂行する責任があります。

2.30 現行の規制は「監督者」または「管理者」を明確に定義していません。領事館職員が問題とするのは、その部下に対し監督の責任をおう明確な監督の立場にあるか、という点です。管理職は企業の方針を決定するなんらかの権限を有し、部下と同じ業務に従事する場合、それは単に付随的なものでなければなりません。部下に対してなんら管理の権限を持たない限りLビザは認可されないのに反し、Eビザの規制はそこまで厳しいものではありません。数人の従業員が働く小企業であれば、部下に対し管理の権限がなくても、そのポジションが高度な技術が必要とする、またはそのポジションは管理業務が主であり、特に会社の指針を決定する責任を伴うものであれ

ば、Eビザの認可が下りる可能性があります。しかし、末端レベルの管理職には通常認可は下りません。例えば、銀行の出納係長や自動車工場長にはEビザの認可は概して下りません。

2.31 Eビザで、最も難しい問題は、誰が「必須」社員であるかという問題です。この判断基準については基本的に「特殊知識を有する者」用Lビザと同じなのですが、国務省はこの点について、判断基準となる明確な材料を提示していません。移民局は、Eビザ特殊技能者には、H-1ビザの条件と類似した条件、専売の知識・能力と最低限の教育を条件としているようですが、Eビザ申請者に対してはそれに加え、相当量の判断能力と常識の行使を条件としています。

2.32 会計士などは良い例です。アメリカと同じスタイルで会計業務に従事する会計士が必要不可欠な社員として認められるには、会計業務を行う技能に加え、他に何らかの特殊技能を提示する必要があります。他方、イギリスのイングランド地方やウェールズ地方で行われているように、企業が独自の会計処理の方法をとる場合は、その会計処理を行うというだけで、「必須」と見られることもあります。

2.33 もう一つ良い例となるのは、自国の文化を生かして木工品などを生産する職人工です。こうした製品はアメリカに輸入され、販売されますが、繊細な品は途中で破損したり、後に修繕が必要になったりします。その際には熟練工が必要になります。職人工の場合、老朽化したり、破損した商品をもとの状態に修繕できるという点で、この職人工は「必須」社員であると立証できます。

2.34 「必須」社員の「独特な」技能を確証するには、アメリカで、望ましい社員が見つからないということと、アメリカで、望ましい社員の数が不足しているということの違いを理解することが大切です。アメリカで望ましい社員が見つからないということは、アメリカ人労働者が、Eビザに分類されている業務を行える段階にないことを指します。アメリカで望ましい社員の数が不足しているということは、アメリカでも望ましい社員は見つかるものの、アメリカの労働者市場で、その数が足りていないことを指します。

2.35 「必須」技能を検討する上で、アメリカ労働者の教育が常に問題となります。教育プログラムは必要条件ではありませんが、新しく設立された企業の場合は、暗黙の必須条件となっています。あまり熟練していない社員がアメリカ人が行えないであろうと見なされる技能を行使し、企業の設立準備を早める目的で渡米の意志を表明し、Eビザの認可が下りることがあります。しかし、こうした社員がアメリカに駐在できる期間は限られています。技能が極めて専門的なわけではなく、設立準備を早めるためのみに渡米しただけなので、そのうちアメリカ人労働者がその職務を行えるようになるからです。どれだけアメリカに駐在できるかは、領事館職員が状況を判断し、決定します。このことから、「不可欠な特殊技能」の判断基準が状況によって変化することは明らかです。現在特殊と見なされている技能が、将来アメリカの労働者市場でも入手できるようになり、もはや特殊な技能でなくなることはありえます。真に特殊な技能がないと、Eビザ申請者は後にEビザの資格を失う可能性が高いといえます。

結論

2.36 以上の通り、E-1、E-2ビザの判断は時に複雑なものとなります。必要書類はすべて領事館職員により審査されますので、必要な情報を全て提供することが重要です。また、企業は領事館がより詳細な情報の提出を依頼した際には、迅速かつ協力的に応答することをお勧めします。

第3章：専門職における短期就労者ビザ Hビザ

序章

3.1 H - 1 B ビザは特殊技能者用ビザであり、アメリカにおいて短期間の専門的な職に就く為のものです。専門的な職には、学士あるいはそれ以上の学位、またはそれに準ずる海外での免状（専門学校卒業証書）を必要とします。申請者の学位が、多々異なる教育と経験から成り立っている場合、学歴鑑定員（Educational Credentials Evaluator）に認められれば有効となります。

3.2 米国議会は2000年に、長年に渡り、手のつけられていなかった移民法に改定を加える法案（The American Competitiveness in the Twenty-first Century Act）を可決しました。改定は短期専門職就労者（H - 1 B ビザ保持者）の年間受入数を、2001年から2003年の間、6万5千人から19万5千人に引き上げるというものでしたが、この受入数は移民国籍法（INA）214条項目gのもと、2004会計年度の開始（2003年10月1日）とともに再び19万5千から6万5千に引き戻されました。2003年9月15日、国土安全保障省はH - 1 B ビザに関する追加法案が2004会計年度末までに成立しない限り、H - 1 B ビザ嘆願を2003年10月1日以降に提出する場合、嘆願者に1000ドルの追加料金の支払い義務はないという旨のメモを配布しました。2003年10月現在、1000ドルの追加料金は申請料に加算されていませんが、追加法案成立により、新たにこの追加料金を再度有効にすることができますので、議会の動向を注意深く見守る必要があります。

H - 1 B 非移民ビザ

3.3 H - 1 B 取得には様々な条件を満たさなければなりません。H - 1 B ビザは一度に3年までの就労が認可され、最高6年までステータスを維持することができます。しかし、この最高6年という期間については、下記に述べるように、様々な例外があります。また、H - 1 B ビザ保持者がアメリカから一旦1年（365日）以上継続して離れ、また新たにH - 1 B ビザを申請し、再び6年間H - 1 B ビザのステータスを維持することもできます。

3.4 以前は新たな雇用主の嘆願が認められるまで待たなければならなかったのですが、移民法改定により、H - 1 B を所持する非移民は、新しい雇用主が嘆願すると同時に、就労を開始することが可能になりました。その際には、被雇用者が書き換えの時点でアメリカに滞在し、違法就労の経験がないことが条件です。

3.5 H - 1 B ビザを取得するには：

- 非移民は専門職につく必要があります。つまり、以下の条件を満たさなければいけません：
 - その専門職が、極めて専門的な理論の体系と、学士あるいはそれ以上の学歴、またはそれに等しい専門知識の習得によって得られる実用的知識を必要とすること。
 - 労働条件申請（Labor Condition Application: LCA）が認可されていること。
 - 移民局の地方サービスセンターに嘆願書（I - 129、I - 129H、その他必要書類）を提出し、認可されること。嘆願書提出の際には、LCA の認可書と、申請者の学歴の資格証明書を添付しないとけません。もし申請者が就労しようとする州、または国がある業務を実施するのに免許の取得を義務付けているのなら、免許のコピーも添付も提出しないとけません（免許は必要としないものの、疑問視される可能性のある業務の場合、ビザ発行の遅れを避ける為に、免許は必要ないという証拠、例えば免許の不要性を明記している州法のコピーなども添付した方が賢明です）。

3.6 雇用主は、ビザ申請者の就労する地域の相場賃金を、申請者に提示し、それを実際に支払う義務があります。相場賃金は、アメリカ労働省が指定している OES/SOC データベース（インターネットから入手）、最新の市場調査結果、あるいは独自の調査結果を使って割り出すことができます。独自で調査する場合には、その方法が、厳しい統計学的条件を満たす必要があります。

労働条件申請（LCA）

3.7 雇用主は、H - 1 B ビザで就労する社員を必ず労働省に登録しなくてはなりません。登録は労働条件申請（LCA）によって行われますが、申請書には、雇用主が、類似した職につく他の外国人労働者より劣悪な環境にその社員を置かないこと、ストライキ、ロックアウトがないこと、またその旨を社員に採用条件の提示の際、あるいは集団交渉の際に伝えたことなどが明記されています。非移民就労者はアメリカ入国後30日以内に給与の支払いを受けなければいけません。もしH - 1 B ビザ就労者が、「雇用主の判断」により、つまり、就労者の為の仕事が一時的にないこと、免許、資格がないことにより生産活動を行っていない場合にも、雇用者はそれに見合った給与を支払う義務があります。ただし、この期間中、就労者が自分の都合で職場を離れた場合（病気の親戚の見舞い、観光、出産休暇など）、雇用主には給与支払いの義務はありません。

3.8 雇用主は労働条件申請書に以下の情報を提示しなくてはなりません：

- * 雇用者が採用しようとしている、H - 1 ビザ所持者の人数。
- * ビザ申請者の就労場所。
- * 業種分類コード。
- * 肩書き。
- * 賃金と、賃金の判断基準となった情報。
- * ビザ申請者がフルタイム、あるいはパートタイムで就労するのか。
- * 週の就労時間。
- * 雇用開始日。
- * 雇用期間（最高3年まで）。

H - 1 B ビザ就労者依存企業とH - 1 B ビザ規制故意違反企業

3.9 1998年に発布されたアメリカ国家競争力と総労働力改善法（The American Competitiveness and Workforce Improvement Act）と労働省の新しいH - 1 B ビザ規制により、雇用者は「H - 1 B ビザ就労者依存企業」と「H - 1 B 規制故意違反企業」の2グループ、あるいはその範疇外に分類されます。H - 1 B ビザ就労者依存企業とは、1名から25名のフルタイム社員が働いている企業で、8名以上のH - 1 B ビザ就労者がいる、26名から50名のフルタイム社員が働いている企業で、13人以上のH - 1 B ビザ就労者がいる、または51名以上のフルタイム社員が働いている企業で、労働力の15パーセント以上をH - 1 B ビザ就労者で成り立たせている企業を指します。H - 1 B ビザ規制故意違反企業は労働条件申請の条件を意図的に満たさなかった企業、あるいは申請書に誤った記述を行った企業を指します（労働条件申請書は、H - 1 B ビザ嘆願に先立って労働省に提出される書類のことで、雇用条件などの事実を記載したものです）。こうした企業には、H - 1 B ビザ就労者の採用の前に、アメリカ人労働者を探したこと、H - 1 B ビザ就労者がアメリカ人では代替の効かない技能を所持していることを証明する義務が課されます。H - 1 B ビザ就労者採用前に、アメリカ人労働者の採用活動を十分に行わなければならない、アメリカ人労働者で足りる職務の為にH - 1 B ビザ就労者を雇うことはできません。また、H - 1 B ビザ就労者の転属により、その前後90日間に本来その職に就いていたアメリカ人労働者が失業する場合、その転属は認められません。

3.10 H - 1 B ビザ就労者依存企業と、H - 1 B ビザ規制故意違反企業は、就労者が「特別免除H - 1 B 非移民ビザ保持者」である場合、上記の義務から免除されます。特別免除H - 1 B 非移民ビザ保持者とは、そのH - 1 B ビザ保持者の従事する職業に関し、修士、それ以上の学位、あるいは海外において同等の学位を所持している人、または年収が少なくとも6万ドル（USD）ある人のことを指します。年収6万ドルの条件は、パートタイムの就労者には適応されず、修士、学位を取得していなければなりません。（学位に相当する実務経験によるものであってはなりません。）H - 1 B ビザ就労者は、非生産の状態にあっても、その判断が雇用者によるものである場合は、給与の支払いを受ける義務があります。H - 1 B ビザ就労者依存企業、H - 1 B

ビザ規制故意違反企業は、アメリカ人就労者の採用を試みた記録（採用手段、H - 1 B ビザ嘆願前後90日以内に、H - 1 B ビザ就労者が就く予定の職を離れた就労者の記録など）を保存する義務があります。

3.11 更に、雇用に基づいてグリーンカードの嘆願がなされ、嘆願から、あるいは元来の就労許可の申請から少なくとも1年が経過している場合、従来6年の枠を越して、嘆願の最終結果ができるまでH - 1 B ビザ・ステータスの延長が許可されます。雇用に基づいてビザ・ステータスの変更（I - 485）が申請されたものの、180日以上経って結果がでない場合、同じ業種で類似した仕事内容であれば申請自体を無効にすることなく転職することができます。

雇用主の組織変更

3.12 H - 1 B ビザをスポンサーしている雇用主の組織変更にもなう訂正嘆願書の提出は必要なくなりました。ただし、「合併、吸収、または統合などの会社組織変更後の新雇用主が旧雇用主のすべての権利と債務を引き継ぎ、また、雇用主が変わっただけで、雇用状況ならびに条件が変わらないこと」が条件となります。

3.13 また、新しい労働条件申請（LCA）の提出もある一定条件を満たしていれば、再提出の必要はありません。「新雇用主が、H - 1 B 就労者が新しい雇用主のもとで働く前に、旧雇用主が申請したLCAの条件を守る旨、LCAの公証日、実際賃金システムとEIN（タックスID）を公衆がアクセスできる場に保存する場合、新LCA申請は必要ない。」

4章：同系企業内転勤者用ビザ L ビザ

序章

4.1 L ビザとは、多国籍企業が主要な社員をアメリカに一時駐在させる際に嘆願されるビザです。主要社員は、アメリカ国外で、その企業に経営幹部、管理職あるいは特別技能を必要とする者として駐在直前の3年間に最低1年間雇用された経験があり、その職務をアメリカの子会社、支店、親会社、関連会社またはジョイント・ベンチャーにおいて遂行し続けることが条件となります。

4.2 L ビザは柔軟性の高いビザですが、必ず守らないといけない条件も数多くあります。一般的には：

* L ビザは雇用主の一貫性が前提となっています。許可が下りないかぎり、L ビザ所持者は違う雇用主のもとで就労することは許されません。

* 雇用の場所、職務内容、賃金に関しても一貫性が求められます。場合によっては新たに嘆願書を提出する必要があります。

* 他の企業による買収などによる雇用主のステータスの変更の際には、L ビザを所持する個人にも影響が出てくる可能性があります。

4.3 L - 1 ビザ就労者の駐在期間は経営幹部、管理職の場合最高7年、特別技能者の場合で最高5年です。渡米してから管理職に昇進したり、H - 1 B からL - 1 にステータスを切り替えた特別技能者に関しては、また違うルールが適用されますが、このルールは、5年から7年に駐在期間を延長できるものではなく、むしろ5年、6年あるいは7年の期間制限のうち、どの期間を申請者に適応すべきか、という点に重点を置いたものです。

経営幹部の職務内容

4.4 経営幹部の職務内容については、非移民が主に以下の業務に従事していると証明する必要があります：

- * 企業の経営、重要な部署などの指揮。
- * 企業、部署の目標、戦略の決定。
- * 自由裁量で決断を下すこと。
- * 役員会、株主から簡単な指示を受けるだけで経営の指示を行う能力、権限があること。

注：

- a) 企業の商品、サービスの提供が第一の職務である場合、その他の職務として管理職、経営幹部の職に従事していても経営幹部としては扱われません。
- b) 移民局は、管理職、経営幹部のLビザ嘆願については、上記4つの条件を全て満たさない限り、認可しません（条件は全て証拠付けられないといけません）。

管理職の職務内容

4.5 管理職の職務内容については、非移民が主に以下の業務に従事していると証明する必要があります：

- * 企業の部署、課、何らかの職務を管理・指揮していること。
- * 他の管理職、専門職員を監督、指示している、あるいは企業内、部署内、課内で重要かつ必要不可欠な任務を遂行していること。
- * 自分の監督している職員に対し、実質的な人事管理を行っていること。もし社員を管理していないのなら、企業の上級職員としての職務に従事していること。
- * 自由裁量で通常業務に関する決定が下せること。主任などの第一線監督者でも、学士を持つ専門職員を指示していれば、管理職として認められます。

「特殊知識を有するもの者」の職務内容

4.6 「特殊知識を有する者」とは：

- * 企業の製品、サービス、研究、機械装置、技術、経営等の特殊知識、また国際市場におけるそれらの展開に関する知識があること。
- * 企業のビジネスの進め方、手続きについての高度な知識、経験を有すること。

申請手続き

4.7 嘆願者は非移民を採用する地域を管轄している移民局地方サービス・センター（USCIS Regional Service Center: RSC）にI - 129、I - 129Lを提出することからL - 1ビザ嘆願手続きを始めます。急を要する場合にも、出願は地方移民局ディストリクト・オフィス（local USCIS District Office）ではなく、地方サービス・センターで行わなければなりません。L - 1ビザに関してRSCが独占管轄権を有しているからです。

4.8 個人申請（I - 129）は、嘆願書に挙げられている個人を同系企業内転勤者と分類すると同時に、嘆願者（企業）を有資格企業として確立します。個人は嘆願書の認可後、アメリカ入国が許可されます。もし就労者が既にアメリカに滞在している場合は、移民局が嘆願の内容に従って就労者のステータスを変更します。

4.9 料金及び書類受領確認書（Notice of Action）、ビザ認可通知（Notice of Approval）は共にI - 797としても知られていますが、申請したビザが了承されたことを証明し、また、ビザの有

効期間を決定するものです。I - 797は、ビザ嘆願が承認されると嘆願者（雇用主）に送られます。

注：L - 1 ビザ保持者の適格性、雇用条件に影響する項目（企業と嘆願の受益者の関係、有資格企業の追加など）を変更する場合や、非移民が特殊知識者職から管理職に異動したことを報告する場合は、嘆願が行われた移民局オフィスにて、記録の修正を行うための嘆願書を提出することが許されます。

最初の入国許可と滞在延長

4.10 移民局は経営幹部、管理職のL - 1 ビザ・ステイタス保持期間を継続して7年までに制限しています。特殊知識者の場合、L - 1 ビザ・ステイタスは継続5年までに限られます。

4.11 個人申請の場合、最初の入国許可は最長3年までしか出ませんが、雇用者が嘆願書に何年の期間を要求したかにもよります。ビザの有効期限とI - 94の延長期限はビザ嘆願の制限期間に左右されます。

4.12 入国審査官が入管で、認可されたL - 1 ビザ嘆願で記載されている期間より短い期間しか入国を許可しない、ということは稀です。嘆願の失効日から6ヶ月以内にパスポートが失効する場合、認可されたより短い期間しか入国を許可されないことがあります。また、非移民の属する国と、アメリカの相互関係、つまり、その国がアメリカ国民に対し同じような制限を課するかどうかということや、単に非移民の入国の意図が疑わしいことなども、嘆願に記載されている期間より短期間の入国許可を受ける原因となることがあります。

4.13 L - 1 ビザ・ステイタスの制限には例外があります。出入国の記録、納税の記録、または雇用記録により、L - 1 ビザ保持者がアメリカに継続的に駐在せず、アメリカでの雇用が一時的、断続的であり、一年間で集計してアメリカ駐在期間が半年間以内であること、あるいは定期的に渡米してパートタイムとして就職する場合、継続的にアメリカに駐在するL - 1 ビザ・ステイタスの5年、あるいは7年という制限期間は適応されません。

4.14 延長嘆願の場合、滞在期間の延長が2年までなら認可されます。この場合、要求されない限り、追加書類を提出する必要はありません。嘆願の延長は、以下の場合にのみ要求することができます：

- * 非移民が嘆願の延長を要求した時点で所持しているビザがまだ有効であること。
- * 嘆願者が同じ書類上で、同時に非移民受益者の滞在延長を申請していること（決定は嘆願と滞在延長の二項目に分けて裁定されます）。
- * 非移民受益者が、実際にアメリカに滞在していること。

4.15 滞在期間延長申請の裁定を待っている間に、ビジネス、あるいは個人的都合でアメリカを離れなくてはならない場合、非移民は移民局局長に延長許可を、該当する在外アメリカ領事館に電信するよう依頼することができる場合があります。アメリカから出国することにより、非移民受益者は、事実上、滞在期間延長の申請を破棄したことになります。以上の手続きは、非移民の滞在許可（I - 94）の期限が切れた場合難しくなります。非移民はI - 94失効前に滞在許可延長申請を行った場合、I - 94執行後240日間滞在を許されますが、現時点ではその240日の間に国外に出ると、非移民のビザは失効し、非移民は永久に自国のアメリカ大使館または領事館でしかビザを取得することができなくなります。

L - 1 ビザ所持者としての再入国許可（外国人居住者の条件）

4.16 以前に L - 1 ビザでアメリカに継続的に 5 年間、あるいは 7 年間滞在した非移民は、再度 L - 1 ステータスでアメリカ入国を申請することができます（延長ではなく、新たに 5 年、あるいは 7 年の期間を受けることができます）。しかし、再度申請する前に、少なくとも 1 年間はアメリカ国外に滞在しなければなりません。その間のアメリカ短期訪問の滞在日数はこの「1 年間」から減算されます。合計 1 年間アメリカから離れる必要があるということです。例えば、1 1 ヶ月アメリカ国外に滞在し、1 ヶ月観光客ステータスで入国した場合、あと 1 ヶ月アメリカ国外で過ごす必要があります。どこでその 1 年を過ごさねばならないかについては法によって規定はされていません。

新設事務局の設立

4.17 「新設事務所」とは、親会社、支局、子会社、同族会社を通し、アメリカで商業取引を行い、設立から 1 年経過していない機関のことを指します。

4.18 「管理職」あるいは「経営幹部」が新設事務所を立ち上げる、あるいは新設事務局で雇用される場合、嘆願者は以下の証明を提出しなくてはなりません：

- * 新設事務局を立ち上げるのに十分な場所をすでに確保されていること。
- * ビザの受益者が過去 3 年のうちの 1 年、海外で管理職あるいは経営幹部として雇用されていたこと。
- * 新設事務所で、受益者が管理職あるいは経営幹部として経営に関し権限を有すること。
- * 新設事務所での営業により、嘆願の認可している 1 年間以内の期間中、受益者の経営幹部あるいは管理職の地位が維持されること。

4.19 「特殊知識者」が新設事務所を立ち上げる、あるいは新設事務局で雇用される場合、嘆願者は以下の証明を提出しなくてはなりません：

- * 新設事務局を立ち上げるのに十分な場所をすでに確保されていること。
- * ビザの受益者が過去 3 年のうちの 1 年、海外で管理職、経営幹部あるいは特殊知識を必要とする役職で雇用されていたこと。
- * アメリカで非移民が雇用される企業が有資格企業であること。
- * アメリカ現地の企業が、受益者である非移民に給与を支払う能力、アメリカでビジネスを行う能力があること。

4.20 アメリカでの新設事務所に勤務するために最初の入国認可を申請する場合、個人申請の場合は 1 年までしか認められません。

4.21 新設事務所勤務の場合、ビザの延長は 2 年までしか認められない場合があります。嘆願は、アメリカの現地企業と海外の企業がその相互関係に基づいて嘆願を行う資格があることと、アメリカ現地企業が実際に「ビジネスを遂行してきたこと」（アメリカで商品、サービスを提供してきたこと等）を証明する書類とともに提出されなければなりません。また、アメリカ現地企業で就労する非移民労働者の過去 1 年の業務内容、非移民がアメリカに滞在を予定している期間中の業務内容と、（非移民が管理職、あるいは経営幹部として雇用される場合は）アメリカ現地企業の人員構成と給与の記録も提出しなくてはなりません。最後に、ビザ延長を嘆願する場合、アメリカ企業の財務状況も報告しなくてはなりません。

海外での雇用

4.22 L - 1 ビザ取得の資格である、非移民が海外で過去 3 年間のうち 1 年間継続して雇用されてきた、という条件は、議論の的となることが多々あります。

* 例えば個人契約者として有資格企業に対しコンサルタント業務などを行う非移民（給与制ではなく料金制で雇用される非移民）は、フルタイムの社員以下の枠で雇用されている非移民と同様、「雇用」の枠から除外される傾向にあります。鍵となるのは、非移民が管理職として、他の就労者の業務に対しどれほどの権限を保持しているかというところにあります。

* 「海外での雇用」とはL - 1 ビザ保持者が実際にアメリカ国外において、条件である1年間雇用されてきたことを指します。有資格企業のためにアメリカに出張（例：B - 1 ビザでの入国）、あるいは観光（例：B - 2 ビザでの入国）は、雇用の継続性を妨げはしませんが、1年という雇用期間にはカウントされません。非移民はアメリカ国外において、1年間は必ず雇用されていないといけません。つまり、アメリカに滞在している間は雇用期間として認められません。

* 「継続雇用」とは、法的に解雇されたことがない状態を指します。もし、法的に解雇されたのであれば、次に新たに雇用された時点から1年の継続雇用期間の数え直しとなります。言い換えれば、非移民は1年に満たない雇用期間を繋ぎ合わせて、1年間継続雇用されたと申請することはできないということです。しかしながら、休暇、社外でのトレーニング期間などは、問題ありません。

* 「過去3年」とは、非移民がL - 1 ビザ申請者が、「アメリカ入国を試みる時点」から遡って36ヶ月の期間を指します。嘆願書が移民局に受理される時点でもなければ、非移民がアメリカ領事館にてL - 1 ビザの申請を行う時点でもありません。

注：非移民が、合法、非合法に関わらず、1年間の継続雇用を一時中断するほどの期間アメリカに滞在し、その後引き続いて海外で雇用された場合、様々な結果が考えられます。紙上のスペースが限られているため、全ての状況を列挙することはできませんが、アメリカ滞在により非移民の継続雇用に関して疑問が挙がる場合は、慎重に分析を行うべきです。実際問題としてL - 1 ビザを（ブランクでなく）個人申請する場合は特に、その他必要条件をすべて満たしていなければなりません。移民局は、嘆願者が早めに非移民のアメリカ入国査証を取得できるよう、6ヶ月までなら早期提出することを許可してはいますが、その場合、条件である「過去3年のうち、継続雇用期間1年間」は、入国予定日からでなく、書類の提出日から遡って3年数えられるのが普通です。

ブランクでなく（包括嘆願書）

4.23 「ブランクでなく（包括嘆願書）」とは、嘆願者が特定の非移民のために嘆願書を作成する前に、嘆願者を有資格企業と認めるものです。ブランクでなくにより、将来のある時点において、嘆願者が同系企業内転勤者として認められるであろうと考える非移民に、既存の認可がおりたブランクでなくを応用することができます。つまり、既存のブランクでなくに基づき、ブランクでなくに含まれている団体（1団体以上可）にL - 1 Aステータス（管理職、経営幹部または特殊技能者）で雇用されるために入国査証を申請することができます。ブランクでなくは、企業（嘆願者）が拠点とする地域の移民局地方サービスセンターにより裁定されます。

4.24 ブランクでなくの条件は以下の通りです：

* 嘆願者、また嘆願に名が挙がっている有資格企業は商業活動に携わっていなければなりません。
* 嘆願者はアメリカにおいて、その支店、子会社または関連会社を通し、一年以上商業活動を行っていないと認められません。

* 嘆願者と嘆願に含まれている有資格企業には、過去12ヶ月間に管理職、経営幹部、あるいは特殊技能者用Lビザ嘆願の認可件数が少なくとも10件ある。あるいは

* 嘆願を行うアメリカ現地の子会社あるいは系列会社の年間売上が合計で少なくとも2500万ドルある。あるいは

* 嘆願を行うアメリカ現地企業の就労者が少なくとも1000人いる。

4.25 ブランケットLを初めて行う場合、有効期間は3年が普通です。

4.26 新規のブランケットLに名が挙がっていない非移民の場合、ブランケットLの有効期間が3年以上であっても、最初の入国許可は3年未満が通常です。

注：一度ブランケットLが認められると、L-1嘆願の手続きは、嘆願者がブランケットLでビザ申請を予定している非移民にI-129S (Nonimmigrant Petition Based on Blanket L Petition) のコピーを2部(3部目は嘆願者/企業が保存)、初めてブランケットLを行ったときに受け取ったI-797 (Notice of Approval) のコピーを2部与えるところから始まります。非移民は該当する在外アメリカ領事館に上記の書類を提出し(移民局が個人嘆願の際に行うように)、領事館が非移民が同系企業内転勤者の枠に適合するか裁定し(移民が管理職、経営幹部あるいは特殊技能者かであるか等の点が問われます)、その上でビザを発給するかを決定します。ビザが発給されれば、非移民は通常手続でアメリカに入国できます。ブランケットLを行う際、証拠書類として一番重要なのは、社内・部内系統を簡単に記した内部組織図です。この構造図の管理職ポジションに含まれていない非移民はブランケットLでなく、むしろ個人申請が好ましく、構造図に入る非移民はブランケットLを行う資格があるということです。ブランケットLのもとL-1ステータスを認可された非移民は、認可されたブランケットLに含まれているどの団体にでも所属することができますが、「非移民は同じ業務に就労すること」となります。ブランケットLは通常のLビザ申請の場合、海外の有資格企業での雇用期間が最低1年なのに対し、6ヶ月間だという利点があります。

4.27 ブランケットLは無期限で延長が許可されることもあります。

注：期限内に無期限延長の申請を行わないと(あるいは無期限延長申請認可が下りなかった場合)、新たに3年の許可を申請してから無期限延長を申請することになります。

I-129S嘆願用紙は2003年4月4日に改定されました。

移住の意志

4.28 アメリカ領事館にL-1ビザ申請する際、あるいは移民局にアメリカ移住、滞在の延長許可を申請する際には、移住の意志を問われることはありません。ほかの非移民ビザ申請者と違い、L-1ビザ申請者には、アメリカに永住しないという旨を証明しないといけないという法則は応用されないからです：

「永久就労証明の認可、あるいは外国人労働者の移民申請によってLビザ申請、Lビザの延長、または非移民のアメリカ滞在許可、ステータス変更、あるいは滞在延長の許可を退けられることがあってはならない。外国人は非移民として合法的なLビザ・ステータスでアメリカ入国を許され、またLビザ・ステータスの期限が切れた際には任意に出国することができ、同時に合法的な手段でアメリカの永住権を追求することが許される」

認可自動失効

4.29 嘆願者が嘆願を撤回した際、あるいは嘆願者がブランケットLの無期限延長の認可を得られなかった際に認可は自動的に失効します。自動認可失効の際は、申し立ては出来ないのが通常です。

認可取り消し

4.30 以下の事実が発覚した際、認可は取り消されます：

- * 嘆願書に挙がっている 1 社でも有資格企業の資格を失っている。
- * 非移民が移民法を違反している。
- * 有資格企業がその条件に関連する条項、規則に違反している。
- * 嘆願書の記述に虚偽、誤りがある。
- * 嘆願書に重大なミスがあるにも関わらず、嘆願の認可が下りた。
- * ブランケット L に挙げられてるどの企業も 3 年間ブランケット L を利用していない。

L - 2 ビザ 同系企業内転勤者の配偶者および未成年、未婚の子供用ビザ

4.31 L - 2 ビザは原則的に L - 1 主要ビザ保持者の申請に基づくビザであるため、L - 2 ビザ保持者はアメリカで就労できません。しかし、法改正により、L - 2 ビザを所持する配偶者は移民局地方サービスセンターに I - 765 を申請し、EAD を取得すれば就労できるようになりました（2002 年 1 月から施行）。EAD は 1 年まで発給され、有効なステータスを維持していれば、更新も可能です。

4.32 L - 2 ビザを所持する子供は、21 歳でそのステータスは失効します。また、21 歳以下でも結婚により失効します。L - 2 ビザ・ステータスの子供は修学は許可されますが、プラクティカル・トレーニングまたは学生ステータスでの就労許可を取得するためには、F - 1 ビザを取得する必要があります。

定義

4.33 以下の定義は補足情報です：

- * 嘆願者 非移民のアメリカでの雇用を要請する個人・法人。
- * 嘆願の受益者 雇用される予定の非移民。

注：「雇用」とは給与の流れのみを指すものではないため、大変定義が難しいものです。移民法の視点からいうと、「雇用者」とは給与の流れよりむしろ被雇用者の業務を指揮、管理する存在を指します。そのため、給与明細は、その団体が被雇用者の業務の指揮を行っているという証明になりうることもあれば、そうでない場合もあります。

非移民をアメリカに送り出す雇用主と、アメリカで非移民の受け入れを行う雇用主には、特定の繋がりが無いといけません。その相互関係は支店、親会社/子会社、系列会社である必要があります。

注：上記の相互関係のいずれかが存在するためには、2 つの存在の間に「上下関係」が無いといけません。通常、どちらが団体の所有権の大半を所持しているか、または拒否権を有するかどうか等の点で上下関係が決定されます。

- * 親会社 子会社を所有する会社、企業または合法的な団体。
- * 支店 違う地域で経営を行う、同じ商業団体に帰属する局、課、部。
- * 子会社 親会社が所有する会社、商社、企業または合法的な団体。親会社が直接、または間接的にその団体の半分、あるいは半分以上を所有し、団体を管理する、または 50% ずつを投資したベンチャー企業の 50% を所有し、団体に対し、同等の決定権を持つ。あるいは団体の半分以上を成さないが、実際にその団体を指揮している。

注：フランチャイズ契約、マネージメント契約、ライセンス給与に関しては、条件となる所有権が存在しないため、上記の必要相互関係を満たしません。

- * 同族会社

- i) 同じ親会社または個人によって所有され、管理されている子会社 2 社の相互関係。
- ii) ある個人集団により所有され、管理されている 2 つの合法団体の相互関係。個人は双方の団体に対し、それぞれ同等の所有権を有している。あるいは
- iii) 合資会社として（経営、コンサルタント・サービスと共に）会計サービスを提供するためにアメリカで組織されている「特定の国際会計事務所」。

注：上記のような会計事務所は、その会員事務所が、合意に基づいて取り決められた、国際的に知られている同じ名称で市場活動を行っていることを証明しなくてはなりません。また、非移民就労者を送り出す雇用者（海外事務所）とその受け入れを行う雇用者（アメリカ現地事務所）は、互いに国際会計事務所の会員であることを立証しなくてはなりません。

有資格企業 資格の条件のいずれか（合資企業、支店、子会社、あるいは同族会社であること）に見合う米企業あるいは海外企業であること。有資格企業は、同系企業内転勤者がアメリカで就労する間、アメリカ現地とアメリカ以外の外国少なくとも 1 カ国で商業活動を行っている必要があります。

「商業活動を行っている状態」とは「労働者を雇用している有資格企業が、正式に、系統立ち、組織的、継続的に商品あるいはサービスを供給している状態」を指します。有資格企業の支店、代理店がアメリカあるいは海外に存在しているだけでは十分ではないということです。

リチャード・ゴールドスティーン法律事務所について：

リチャード・ゴールドスティーン法律事務所はアメリカ移民法・領事法における二十年以上の知識と経験を生かし、国際ビジネスを支えるべく、各種就労ビザ（E、H、I、L、O ビザなど）ならびに移民ビザ取得のサービス・ガイダンスを日本語で提供しております。

The Law Offices of Richard S. Goldstein
U.S. Nonimmigrant and Immigrant Visas
<http://www.goldsteinvisa.com>

New York:
145 West 57th Street, 16th Floor
New York, New York 10019
TEL 212-957-0500 FAX 202-957-2020
tammylee@lorsg.com

London:
96A Mount Street, First Floor, Mayfair
London W1K 2TB
TEL 020-7499-8200 FAX 020-7499-8300
richardgoldstein@goldsteinvisa.com

日本クライアント担当弁護士
倉本 健
kenkuramoto@lorsg.com
TEL 212-957-0500 (ニューヨーク)